

## 刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年4月25日午後4時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

### 記

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第5号 農地改良届出について

出席者 加藤彰夫 ほか13名

午後4時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 8番 山本坂一 委員 9番 山田正子 委員  
議 事

議 長 はじめに、議案第3号整理番号8を上程し、事務局に説明を求めます。なお、近藤庄次委員は農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席していただきます。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

議案第3号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

[整理番号 8]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和 6 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで

以上です。

議 長 議案についてご審議をお願いします。  
上程議案について異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第 3 号整理番号 8 を原案通り決定します。  
次に、議案第 3 号整理番号 9 を上程し、事務局に説明を求めます。  
なお、近藤輝彦委員は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により退席していただきます。  
それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。  
8 ページをご覧ください。

議案第 3 号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号 9〕

（所在及び面積）

● ● ● ●

（権利の種類）

使用貸借権

（貸付人）

● ● ● ●

（借受人）

● ● ● ●

（利用目的）

田

（期間）

令和 6 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで

以上です。

議 長 議案についてご審議をお願いします。  
上程議案について異議質問等ありませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議 長 異議なしと認め、議案第 3 号整理番号 9 を原案通り決定します。  
次に、議案第 4 号整理番号 6 9 及び 7 0 を上程し、事務局に説明を  
求めます。なお、私、加藤彰夫は農業委員会等に関する法律第 3 1 条  
の規定により退席いたします。退席中の議事進行は杉浦俊広会長代理  
にお願いいたします。

杉浦俊広  
委 員

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局

引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

議案第4号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号69〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和6年5月1日から令和9年1月31日まで

以下、〔整理番号70〕まで申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上です。

杉浦俊広

議案についてご審議をお願いします。

委員 上程議案について異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第4号整理番号69及び70を原案通り決定  
委員 します。

議長 次に、議案第4号整理番号71及び72を上程し、事務局に説明を  
求めます。なお、山田友樹委員は農業委員会等に関する法律第31条  
の規定により退席していただきます。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。  
14ページをご覧ください。

議案第4号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号71]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和6年5月1日から令和15年11月30日まで

以下、〔整理番号72〕まで申し出がありました。  
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上です。

議長 議長 議案についてご審議をお願いします。  
上程議案について異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 議長 異議なしと認め、議案第4号整理番号71及び72を原案通り決定  
します。  
次に、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第5号ま  
でを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。  
1ページをご覧ください。  
議案第1号  
農地法第3条の規定による許可について

〔受付番号1〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のためとの事由により、所有権を移転するものです。  
申請地取得後の経営面積は16aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2ページをご覧ください。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について

[受付番号1]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松図書館の西約950mのところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて夫と子の3人で暮らしていますが、家財等が増え手狭になったため、新たに住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、分家住宅1棟54.66㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3 ページをご覧ください。

議案第 3 号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号 1〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

使用貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（利用目的）

田

（期間）

令和 6 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで

以下、1 0 ページまで申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

1 2 ページをご覧ください。

議案第 4 号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 6 7〕

（所在及び面積）

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和6年5月1日から令和15年11月30日まで

以下、〔整理番号68〕まで、先ほど議決されました案件を含め、申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

16ページをご覧ください。

報告第1号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号29〕

なお、年度当初の案件にもかかわらず、受付番号が29となっておりますが、これは受付番号を年度単位としており、本申請は昨年度中に受け付けているため、このように表記しています。本年度4月1日以降に受け付けたものは受付番号1番から始まっています。以降も同様の扱いとなりますので、ご了承願います。

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

以下、〔受付番号1〕まで届出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

17ページをご覧ください。

報告第2号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号119〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

分譲住宅敷地

以下、19ページ〔受付番号128〕まで届出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

20ページをご覧ください。

報告第3号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

[整理番号1]

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 320ha

(当該事業年度売上高)

390,801,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 米、麦、大豆

関連事業等の内容 農作業委託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

[整理番号2]

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

畑 0.4ha

(当該事業年度売上高)

3,232,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 ぶどう

関連事業等の内容 農産物販売

(構成員の状況)



なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

21ページをご覧ください。

報告第4号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号63〕

(所在及び面積)



(貸付人)



(借受人)



(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(解約通知日)

令和6年3月28日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

一時転用のため

22ページをご覧ください。

報告第5号

農地改良届出について

〔受付番号12〕

(所在及び面積)



(届出人)



(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和6年3月29日から令和6年4月29日まで

以上で説明を終わります。

議 長 上程議案、並びに報告について、ご審議をお願いします。  
上程議案、並びに報告について、異議質問等ありませんか。

杉本常男 報告第1号受付番号1について、銀座に畑はまだ残っているのです  
委 員 か。登記が農地として残っているだけですか。

事 務 局 登記地目畑で現況地目が雑種地となっており、現場は駐車場になっ  
ています。今までは始末書を添付して届出てもらうような案件であり、  
このような土地は他にもたくさんあると思います。

山田友樹 報告第5号の農地改良届について、先月も質問させていただきました  
委 員 ますが、近隣の耕作者より道路面より田面が高くなっているのではない  
かという指摘があり、今回も同じ施工業者だと思いますが、その後ど  
のような対応になりましたか。

事 務 局 地区の農業委員と事務局で現地を確認したところ、道路面より高く  
なっていることが確認できたため、施工業者に確認し、是正指導をし  
ました。農地改良届はあくまで届出のため、受理しないことはできま  
せんが、今後このような施工が続くようであれば、届出内容を遵守し  
ない業者として対応せざるをえない旨伝えました。

また、隣接の耕作者に高さを確認してもらったうえで、今回は施工  
しています。

議 長 質問等なければ、上程議案、並びに報告につきまして採決をいたし  
ます。

議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第5号までを原  
案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報  
告第5号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉  
会します。

午後4時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 山 中 裕 三

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介

主 事 長谷川 明 美